

別 紙

答申第 34 号

答 申

1 審査会の結論

島根県病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった個人情報の一部を非開示とした決定は、妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成 29 年 11 月 11 日に本件審査請求人より島根県個人情報保護条例（平成 14 年 3 月 26 日島根県条例第 7 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づく個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）があった。

(2) 本件開示請求の内容は、「〇〇から〇〇までの私の診療記録全部」である。

(3) この請求に対して、実施機関は、平成 29 年 11 月 20 日付けで次のような決定（以下「本件決定」という。）を行った。

ア 開示請求に係る個人情報の内容

〇〇から〇〇までの請求者本人の診療記録（以下「診療記録」という。）

イ 決定内容

部分開示決定

ウ 開示しない部分

診療記録のうち、本人、家族、第三者から得た情報及び医師の所見の部分

エ 開示しない理由

条例第 13 条第 7 号に該当

医療上の診断・治療等に関する情報であって、当該情報を開示することにより、当院の適正な医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。

(4) 審査請求人は、この決定を不服として平成 29 年 12 月 4 日に審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第 34 条第 1 項の規定に従い、平成 30 年 5 月 14 日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取消し、全部開示を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書等による主張の要旨は次のとおりである。

ア 医師とのやりとりを確認し、自分の診察の経過を知りたい。

イ 実施機関が述べている条例第 13 条第 7 号の「事業の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれ」は認められず、診療記録が開示されると判断する。

ウ 思春期外来の診療の前提について

実施機関は、「極めて個人的で詳細な情報を聞き、診療として扱っている」とあり、「家族を含め本人以外へその内容を知らせない」とし、本人保護の観点で診療を行う方針は理解できる。しかし、本人が診療内容について家族を含め公開することを認めている場合、この前提は当てはまらない。

私は、〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇」という。）で何を相談するか家族と話をし、受診後には、主治医との面談の内容を家族に話をし、常に相談してきた。両親も面

談でどのようなことを話したのか、主治医がどのように話されたのか自分に話をしてくれた。

このようなことから、私自身が診療内容の公開を認めているため、診療記録が家族に伝わることを思春期外来の診療の前提に当てはまるとは考えられない。

エ 第三者に診療記録が開示されることによる今後の治療全般に支障をきたすおそれについて

(ア) 本人の同意に基づく開示の場合

本人（私自身）が第三者に診療記録を開示することに同意している場合、今後の治療全般に支障をきたすおそれは全くない。

(イ) 本人の同意に基づかない開示の場合

本人が第三者に診療記録を開示することに同意していない場合、診療記録の冊子を隠す、または、鍵のかかる場所で保管し第三者に見られないようにする。もしくは電子化しパスワードをかけ診療記録を保護し、冊子は処分することが予測される。

しかし、仮にこのようなことがあったとしても、上記3(2)ウ「思春期外来の診療の前提について」で述べたように、私自身が診療内容について家族を含め公開することを認めている以上、今後の治療全般に支障をきたすおそれは全くない。

オ 診療記録の二面性について

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」（厚生労働省 個人情報保護委員会 平成29年4月14日55頁）によると、患者・主治医の二面性をもった診療記録を分けて開示することの困難性があったとしても、私自身の保有個人データであることは明らかである。

4 実施機関の主張

実施機関の非開示理由説明書及び意見陳述による主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 条例第13条第7号該当性について

非開示とした部分は、審査請求人本人又はその他関係者と病院側との診療記録が記載されているが、当該情報を開示することにより、審査請求人本人の治療や症状への悪影響などが懸念され、今後の当該診療及び当院の適正な医療サービスの提供に支障をきたすおそれがある。

(2) 児童・思春期外来の診療について

ア 児童精神科における治療上の必要性から、本人・家族・第三者（学校等）は個別に面接し、各々の面談記録を明らかにしない前提で、精神専門療法として各人から極めて個人的な詳細情報を得ることによって、医師は適切な診断治療を行っており、第三者から得た情報を含め、事後に情報提供や開示をするようなことでは、思春期の診療方針が守られず、今後の治療の妨げとなる。

イ 児童精神科の治療においては、本人・家族（保護者）・第三者（学校等）などが協力・連携して治療を行うことが多い。開示することにより、今後における家族・第三者との協力体制の維持が困難になるおそれがあり、また、審査請求人以外の児童精神科を受診される患者に対する医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがある。

ウ 審査請求人は現在〇〇〇〇されており、開示内容がその家族等へも伝わる可能性も高い。そうした場合に、病院における児童精神科の治療の前提が崩れ、この事例のみならず、今後の治療全般に支障をきたすおそれがある。

(3) 診療記録の二面性について

診療記録の中には、会話の内容だけではなく、主治医の判断・意見も含まれており、両者を分けて開示することは難しい。

(4) 診療記録等情報提供の申し出について

本件審査請求に係る個人情報開示請求に先立ち、審査請求人から平成〇年〇月〇日付けで〇〇病院長に対し、「〇〇より〇〇までの診療記録全部」の情報を提供するよう診療記録等情報提供申出書（以下「診療情報申出書」という。）が提出された。これに対し、〇〇病院長は平成〇年〇月〇日付けで診療記録等情報のうち、本人、家族、第三者から得た情報及び医師の所見の部分を除き、一部提供とする診療記録等情報提供取扱回答書を審査請求人に通知した。

5 審査会の判断

(1) 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、〇〇〇〇が審査請求人本人に対し行った外来の診療及び治療に関し、審査請求人本人・家族・第三者から得た情報及び医師の所見などを含む診療記録である。

(2) 実施機関の処分の妥当性について

ア 条例第 13 条第 7 号について

条例第 13 条第 7 号本文は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの」を非開示情報とする規定である。

さらに、同号本文の「次に掲げるおそれ」として、同号アでは、「評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ」と規定している。

また、同号本文の「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業の実施に直接かかわる情報だけでなく、これらの実施に影響を与える間接的な情報も含むものとされ、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求されるものと解される。

イ 条例第 13 条第 7 号の該当性について

(ア) 実施機関は、診療記録には審査請求人本人又はその他関係者と病院側とのやりとり、第三者から得た情報や医師の所見などが記載されており、当該情報を公開することにより、今後の当院の診療や適正な医療サービスの提供に支障をきたすおそれがあるとして、条例第 13 条第 7 号に該当し、非開示としている。

一方、審査請求人は、これらの情報が開示されても条例第 13 条第 7 号の「事業の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれ」は認められず、実施機関の言うような支障はないと主張している。

(イ) 診療記録の開示を含めた診療情報の提供に係る指針等について、当審査会が実施機関に求め、提出させた資料によれば、国においては厚生労働省が「診療情報の提供等に関する指針」（以下「厚労省診療情報提供指針」という。）を策定し、各都道府県知事あてに通知（平成 15 年 9 月 12 日付け厚生労働省医政局長通知）しており、都道府県知事はこれに関係機関等に周知するとともに医療従事者等に

対して周知の徹底及び遵守することが要請されている。

厚労省診療情報提供指針によれば、患者と医療従事者が診療情報を共有し、インフォームド・コンセントの理念に基づく医療を推進するため、患者の求めに応じて原則として診療記録を開示すべきであるという基本的な考え方が示されている。

一方、診療情報の提供を拒み得る場合として、

a 診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき

患者の状況等について、家族や患者の関係者が医療従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者自身に当該情報を提供することにより、患者と家族や患者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの利益を害するおそれがある場合

b 診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき

症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合

とされ、個々の事例への適用については個別具体的に慎重に判断することが必要であるとされている。

また、県においては「島根県立病院における診療情報の提供に関する指針」（以下「県立病院診療情報提供指針」という。）を策定しており、

a 患者本人に対する治療効果等への悪影響が懸念されるとき

悪性腫瘍、精神疾患、遺伝性疾患等の患者で、症状や治療内容等について十分な説明をしたとしても、患者本人に心理的影響を与え治療効果等に悪影響を及ぼすと考えられる場合

b 関係者の権利利益を損なう恐れがある場合

申出者への診療情報の提供により、家族、医療従事者及びその他の第三者が、患者の攻撃対象となる可能性の高い場合など、情報提供を拒む正当な理由がある場合

は、診療情報を提供しないことができると規定されている。

(ウ) 一般に、診療記録の開示により患者に与える心身への影響についての第一義的な判断は、医学上の専門的な学識経験を持つ担当医師に求められるものといわざるを得ず、当該医師の判断を覆すには、社会通念上あるいは経験則上、当該医師の判断について、合理性を欠くと認められる特段の事情の存在が必要であると解される。とりわけ、精神医療において、患者への診療情報の開示の判断は、医療機関との信頼関係や開示が患者の精神状態に与える影響といった複雑な要素を、高度に医学的・専門的な見地から判断する必要がある。

(エ) 当審査会が、当該診療記録を一部非開示とする理由や開示することによる審査請求人本人の病状に与える影響とその判断根拠等について、実施機関の担当医師に説明を求めたところによれば、審査請求人本人に診療記録を開示することにより、実施機関との信頼関係が損なわれるばかりではなく、審査請求人本人の心身の状況に悪影響を及ぼし、さらにはその症状を悪化させ、今後の治療に著しい支障をきたすおそれがあるとの説明があった。

(オ) また、当審査会は実施機関に県立病院診療情報提供指針に基づく診療情報の提供の申し出から条例に基づく本件開示請求及び本件諮問に至るまでの実施機関

における一連の検討に係る資料を提出させ確認したところ、〇〇〇〇病院長は審査請求人から診療情報申出書の提出を受け、県立病院診療情報提供指針に基づき、診療情報の提供の可否等を決定する診療録管理委員会（委員長：〇〇〇〇副院長、委員：医療局長、医療技術部長、看護局長、事務局長、その他の病院職員で構成されている）を開催し、審査請求人本人の病状や開示した場合の今後の診療・治療への影響等について、個別具体的に慎重に検討されていることが認められる。そして、実施機関は条例に基づく本件開示請求に係る開示・非開示を決定するに当たり、〇〇〇〇における診療録管理委員会の会議結果を踏襲し、診療記録のうち、本人、家族、第三者から得た情報及び医師の所見の部分を開示すれば、審査請求人本人に対する診療や今後の適正な医療サービスの提供に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断し、条例第 13 条第 7 号に該当することから、本件決定をしたものである。

(カ) これらの実施機関の本件開示請求に係る手続き及び担当医師の説明並びに本件対象個人情報の内容から、実施機関が非開示としたこれらの情報を開示すれば、審査請求人本人と実施機関との信頼関係が損なわれるばかりではなく、審査請求人本人の今後の診療・治療に著しい支障が生ずるおそれがあるとした実施機関及び担当医師の判断は、厚労省診療情報提供指針や県立病院診療情報提供指針に照らしてみても、社会通念上合理性を欠くと認められる特段の事情は見受けられないことから、当審査会においても、実施機関及び担当医師の判断を尊重すべきであると考えられる。

ウ 以上のことから、本件個人情報は条例第 13 条第 7 号に該当し、一部を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

開示決定等の不服申立てがあった場合、当該不服申立てに係る裁決等をすべき実施機関は、条例第 34 条第 1 項の規定に基づき、特段の事情がない限り、遅滞なく当審査会に諮問しなければならないとされている。

しかるに、本件不服申立事案は審査請求から諮問まで 6 か月近くを要している。このことは不服申立ての処理を遅延させるばかりではなく、簡易迅速な権利救済手段である不服申立制度の趣旨を没却することにもなりかねない。

実施機関は、本件審査請求の対応や諮問書の提出について、適宜、当審査会へその対応状況や諮問の遅延理由など通知するなどし、また、審査請求人にはその事情等を説明すべきであったものと考えられる。

今後、実施機関には開示決定等に対する不服申立事案における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応を望みたい。

(諮問第 36 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 30 年 5 月 14 日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成 30 年 5 月 25 日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成 30 年 6 月 18 日	審査請求人から意見書を受理
平成 30 年 6 月 21 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 30 年 7 月 12 日 (審査会第 2 回目)	審議
平成 30 年 8 月 27 日 (審査会第 3 回目)	実施機関から意見聴取、審議
平成 30 年 9 月 27 日 (審査会第 4 回目)	審議
平成 30 年 10 月 22 日 (審査会第 5 回目)	審議
平成 30 年 11 月 22 日 (審査会第 6 回目)	審議
平成 30 年 12 月 20 日 (審査会第 7 回目)	審議
平成 31 年 1 月 31 日 (審査会第 8 回目)	審議
平成 31 年 2 月 20 日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理
木村 美斗	行政書士	
マユー あき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	
和久本 光	弁護士	